

ページ	条項	現 行	修 改 正 案
<b>第 1 部 競技会役員</b>			
149	100	<p><b>第 100 条 総則</b></p> <p>〔国際〕 第 1 条 1 による国際競技会は、I A A F 競技規則に基づいて行われなければならない。</p> <p>世界選手権とオリンピック競技会を除く競技会において、競技を I A A F 競技規則による方式によらないで実施することができる。しかし競技者に I A A F 競技規則によるよりも多くの権利を与えるような規則は適用できない。</p>	<p><b>第 100 条 総則</b></p> <p>〔国際〕 第 1 条 1 による国際競技会は、World Athletics(以下、WA)競技規則に基づいて行われなければならない。</p> <p>あらゆる競技会において、WA 競技規則による方式によらないで競技を実施することができる。しかし競技者に WA 競技規則によるよりも多くの権利を与えるような規則は適用できない。</p>
152	112	<p><b>第 112 条 技術代表</b></p> <p>(h) 要請があった場合は監督会議の議長を務め、競技役員に必要な指示を与えなければならない。</p> <p>(i) 競技会前には競技会準備状況報告書を、競技会後には今後への提言を含む競技会実施報告書を、書面で提出する。</p> <p>(追加及び項番修正)</p>	<p><b>第 112 条 技術代表</b></p> <p>(h) 競技前に発生した問題や、競技規則や競技注意事項等であらかじめ取決めがなされていないかかったあらゆる問題に対して、主催者と共に決定する。</p> <p>(i) 関係する審判長や競技会ディレクターと協議も含め、競技規則や競技注意事項等であらかじめ取決めがなされていないかかった、競技中に発生したあらゆる問題に対して、あらゆる事項に対する決定を行う。あるいは競技会全体あるいは一部を継続するために、参加している競技者の公平性を確保するために、競技規則や競技注意事項等に規定されていない運営が必要な場合の決定を行う。</p> <p>(j) 要請があった場合は監督会議の議長を務め、競技役員に必要な指示を与えなければならない。</p> <p>(k) 競技会前には競技会準備状況報告書を、競技会後には今後への提言を含む競技会実施報告書を、書面で提出する。</p>
152	113	<p><b>第 113 条 医事代表</b></p> <p>医事代表は以下のことを行う。</p> <p>(b) 競技実施場所、練習場、ウォーミングアップエリアにおける医事関係の検査、治療、救急処置についての十分な設備、また競技者が滞在している場所での医療関係サービスを確実に提供する。</p> <p>〔注意〕 i 上記(c)(d)の権限は、医事代表（任命されていない場合や不在の場合も含む）から主催者によって任命された医師に委譲することができる。そうした医師は腕章やベスト、周囲と区別できる服装を着用すべきである。</p>	<p><b>第 113 条 医事代表</b></p> <p>医事代表は以下のことを行う。</p> <p>(b) 競技実施場所、練習場、ウォーミングアップエリアにおける医事関係の検査、治療、救急処置についての十分な設備の設置、また競技者が滞在している場所での第 144 条 2 の要件を満たし遵守した医療関係サービスを確実に提供する。</p> <p>〔注意〕 i 上記(c)(d)の権限は、医事代表（任命されていない場合や不在の場合も含む）から主催者によって任命された 1 名ないし複数の医師に委譲することができる。そうした医師は腕章やベスト、周囲と区別できる服装を着用すべきである。</p> <p>医事代表が任命された医師が直ちに競技者の診療ができない場合には、審判員や大会関係者に対して、自分に代わって行動するように指示を与えることができる。</p>

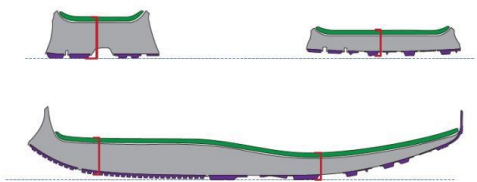
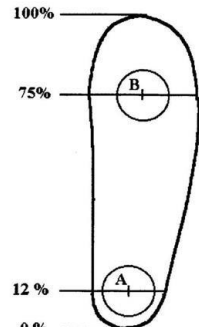
155	116	<p><b>第 116 条 I R W J s (国際競歩審判員) と J R W J s (日本陸連競歩審判員)</b> 〔国内〕</p> <p>3. 第 230 条第 4 項 (a) 〔国内〕 1, 2 及び第 265 条(6)等 JRWJ を配置する必要があるときは、本連盟に事前に申告しなければならない。</p>	<p><b>第 116 条 I R W J s (国際競歩審判員) と J R W J s (日本陸連競歩審判員)</b> 〔国内〕</p> <p>3. 第 230 条第 4 項 (a) 〔国内〕 1, 2 及び第 266 条 4(6)等 JRWJ を配置する必要があるときは、本連盟に事前に申告しなければならない。</p>
157	120	<p><b>第 120 条 競技会役員</b> 主催者は必要な役員を任命する。</p>	<p><b>第 120 条 競技会役員</b> 主催者<u>あるいは加盟団体</u>は必要な役員を任命する。</p>
164	125 -1	<p><b>第 125 条 審判長</b></p> <p>1. 招集所、トラック競技、フィールド競技、混成競技、場外競技(競走、競歩)およびビデオ監察には必要に応じて1人以上の審判長を任命する。 スタートを監督するために任命された<u>トラック競技審判長</u>をスタート審判長と呼ぶ。</p>	<p><b>第 125 条 審判長</b></p> <p>1. 招集所、トラック競技、フィールド競技、混成競技、場外競技(競走、競歩)およびビデオ監察には必要に応じて1人以上の審判長を任命する。 スタートを監督するために任命された審判長をスタート審判長と呼ぶ</p>
165	125 -2	<p>2. (〔国際〕追加)</p>	<p>2. . . . <u>〔国際〕審判長は競技運営に関するいかなる抗議や不服申し立てを裁定しなければならず、ウォーミングアップ場・招集所から競技後の表彰式に至るまでを含めて競技中に起こった技術的問題</u>ならびに<u>競技規則や競技注意事項等に明確に規定されていない事項についても、技術代表と共に必要かつ適切な決定を行う。</u></p>
166	125 -3	<p>3. . . . 混成競技審判長は混成競技および混成競技における各競技の運営を管轄する。</p>	<p>3. . . . 混成競技審判長は<u>スタート審判長が任命されている場合はその所管する事項を除き、混成競技および混成競技における各競技の運営を管轄する。</u></p>
	125 -5	<p>5. 審判長は競技者にあるまじき行為、下品な行為をした競技者や第 144 条 . . . に違反があった競技者に警告を与えたり、当該競技から除外する権限を持つ。 . . .</p> <p>当該審判長は競技場所や . . . ふさわしくない行為や不適切な行為をしたり、競技者に競技規則に違反した助力を行った場合、(競技会ディレクターがいる場合は相談の上) 警告を与え、除外することができる。</p> <p>〔注意〕</p> <p>i 審判長は十分な根拠のある状況では警告なしで競技者を除外する事ができる。 〔参照 第 144 条 2〕</p> <p>iii 本条に基づき当該競技者を当該競技から除外する際は、 . . . 直ぐにレッドカードを提示するべきである。</p> <p>iv 一度目の警告に気付かないで . . . 。審判長は直ちに当該競技者、もしくは所属チームに対して除外通知を行なわなければならない。</p>	<p>5. 審判長は競技者にあるまじき行為、下品な行為をした競技者や<u>リレー・チーム</u>、第 144 条、 . . . に違反があった競技者や<u>リレー・チーム</u>に警告を与えたり、当該競技から除外<u>したりする</u>権限を持つ。 . . .</p> <p>当該審判長は競技場所や . . . ふさわしくない行為や不適切な行為をしたり、競技者に競技規則に違反した助力を行ったりした<u>場合</u>、(競技会ディレクターがいる場合は相談の上) 警告を与え、除外することができる。</p> <p>〔注意〕</p> <p>i 審判長は十分な根拠のある状況では警告なしで競技者や<u>リレー・チーム</u>を除外する事ができる。〔参照 第 144 条 2〕</p> <p>iii 本条に基づき当該競技者や<u>リレー・チーム</u>を当該競技から除外する際は、 . . . 直ぐにレッドカードを提示するべきである。</p> <p>iv 一度目の警告に気付かないで . . . 。審判長は直ちに当該競技者や<u>リレー・チーム</u>、もしくは所属チームに対して除外通知を行なわなければならない。</p>
174	129 -2	<p><b>第 129 条 スタートコーディネーターとスターターおよびリコーラー</b></p> <p>2. スターターはスタート地点における競技者を完全に統括する。クラウチング・スタートで行わ</p>	<p><b>第 129 条 スタートコーディネーターとスターターおよびリコーラー</b></p> <p>2. スターターは<u>全ての競技者にとって公平で公正なスタートを保証することに責任を持ち、ス</u></p>

177	132 -1	<p>れる種目の判定を補助するためにスタート・インフォメーション・システムが使用される場合には、第 162 条 6 が適用される。</p> <p><b>第 132 条 記録・情報処理員、テクニカル・インフォメーション・センター (T I C)</b> 〔参照 第 125 条 6、第 134 条〕</p>	<p>スタート地点における競技者を完全に統括する。クラウチング・スタートで行われる種目の判定を補助するためにスタート・インフォメーション・システムが使用される場合には、第 162 条 6 が適用される。</p> <p><b>第 132 条 記録・情報処理員、テクニカル・インフォメーション・センター (T I C)</b> 〔参照 第 134 条、第 138 条〕</p>
181	135	<p><b>第 135 条 計測員 (科学)</b> ・・・</p> <p>計測員 (科学) は計測装置が正しく作動することを確認するために、その競技種目の開始前と終了後に、審判長の監督の下で複数の審判員による検査済の鋼鉄製巻尺の測定結果と一致するよう一連の計測を管理する。確認作業に関わった全員の署名を付した適合確認書を作成し、成績表に添付する。</p>	<p><b>第 135 条 計測員 (科学)</b> ・・・</p> <p>計測員 (科学) は計測装置が正しく作動することを確認するために、その競技種目の開始前に、審判長の監督の下で複数の審判員による検査済の鋼鉄製巻尺の測定結果と一致するよう一連の計測を管理する。確認作業に関わった全員の署名を付した適合確認書を作成し、成績表に添付する。</p>

## 第 2 部 競技会一般規則

185	141	<p><b>第 141 条 年齢と性別</b> この規則の下で行われる競技会は以下に示す年齢区分に分けてもよい。</p>	<p><b>第 141 条 年齢と性別</b> この規則の下で行われる競技会は以下に示す年齢区分に分けるか、<u>競技会規定に追加で定めたり、各国陸連が定めた区分によって分けたりすることができる。</u></p>
187	-4	<p>4. 法律上、男性として認められ、かつ I A A F 規則および諸規程の資格を有している者は、男性 (またはユニバーサル) の競技に出場する資格がある。</p> <p>5. 法律上、女性として認められ、かつ I A A F 規則及び諸規程の資格を有している者は、女性 (またはユニバーサル) の競技に出場する資格がある。</p> <p>6. 以下の事例に関する、女性競技への出場資格を定める諸規程はカウンスルが承認する。 (a) 男性から女性に性転換を行った (法律上認められた) 女性 (b) アンドロゲンが一定値以上の女性</p> <p>カウンスルが承認した現行の諸規程に合致しない、あるいは拒否した競技者は競技に参加する資格を有しない</p>	<p>4. <u>生後から生涯を通じて常に男性として認められているか、第 141 条 6 (b) に該当し、WA 規則及び諸規程の資格を有している者は、男性 (またはユニバーサル) の競技に出場する資格がある。</u></p> <p>5. <u>生後から生涯を通じて常に女性として認められているか第 141 条 6 (a) に該当し、WA 規則及び諸規程の資格を有している者は、女性 (またはユニバーサル) の競技に出場する資格がある。</u></p> <p>6. 以下の資格を定める諸規程はカウンスルが承認する。 (a) <u>男性から女性に転換を行ったトランスジェンダーの男子競技への参加資格</u> (b) <u>女性から男性に転換を行ったトランスジェンダーの女子競技への参加資格</u> (c) <u>性分化疾患を持つ女性の女子競技への参加資格</u></p> <p>諸規程に合致しない、あるいは拒否した競技者は競技に参加する資格を有しない。</p>
189	142 -5	<p><b>第 142 条 申し込み</b> 5. 第 142 条 4 による追加的な処分を受ける際や、招集所に示された指定時間 (第 138 条参照) に招集所にいない競技者は、以下の場合を除き、当該種目への参加から除外され、DNS として記録される。</p>	<p><b>第 142 条 申し込み</b> 5. 第 142 条 4 による追加的な処分を受ける際や、招集所に示された指定時間 (第 136 条参照) に招集所にいない競技者は、以下の場合を除き、当該種目への参加から除外され、DNS として記録される。</p>

190	143 -1	<p><b>第 143 条 服装、競技用靴、ナンバーカード (ビブス)</b></p> <p>1. <del>〔国際〕 第 1 条 1(a)(b)(c)(f)(g)に該当・・・参加しなければならない。この規定は、表彰式および競技場内ピクトリーランの際にも適用する。競技者のベスト (上着) は前後同色が望ましい。〔国際-注意〕 当該主催団体は、競技者の上着の前後が同色であることの義務づけを競技注意事項等に明記してもよい。</del></p> <p><b>-2 競技用靴</b></p> <p>2. 競技者は、裸足でも、また片足あるいは両足に靴を履いて競技をしてもよい。競技の時靴を履く目的は、足の保護安定とグラウンドをしっかり踏みつけるためである。しかしながら、<u>そのような靴は、使用者に不公平となる助力や利益を与えるようなものであってはならない。</u></p> <p>使用される靴はどのようなものであっても、陸上競技の普遍的精神に合致し合理的かつ無理なく入手できるものでなくてはならない。</p> <p>〔注意〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 競技規則の一般原則に沿った範囲内であれば、個々の競技者に合わせて靴を改良することが認められる。</li> <li>ii 競技会で使用される靴が競技規則や陸上競技の精神に反しているとの証拠が IAAF に提出されたら、その靴は検査対象となり、違反が認められれば競技会での使用が禁止される。</li> </ul>	<p><b>第 143 条 服装、競技用靴、アスリートビブス</b></p> <p>1. <del>〔国際〕 第 1 条 1(a)(b)(c)(f)(g)に該当・・・参加しなければならない。この規定は、表彰式および競技場内ピクトリーランの際にも適用する。</del></p> <p><del>〔注意〕 本条は独特のヘアスタイルで参加している競技者を含め、「審判員の視界を妨げる懸念がある」との観点から広く解釈されるべきである。</del></p> <p><b>競技用靴</b></p> <p>2. 競技者は、裸足でも、また片足あるいは両足に靴を履いて競技をしてもよい。競技の時靴を履く目的は、足の保護安定とグラウンドをしっかり踏みつけるためである。<u>靴は競技者に不公平となる助力や利益を与えるようなものであってはならない。</u></p> <p>靴はどのようなものであっても、陸上競技の普遍的精神に合致し合理的かつ無理なく入手できるものでなくてはならない。</p> <p>この要件を満たすため、2020 年 4 月 30 日以降に販売される靴はいかなるものであっても、当該競技会の少なくとも 4 か月前には店舗またはオンラインショップ等で市販され、どの競技者でも購入が可能になっていなければ競技会では使用できない。この要件を満たさない靴はすべて試作品とみなされ、競技会では使用できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 本項に定められた基準を満たす靴を医療上の理由や芸術美的な観点から、個々の競技者に合わせて改良することは認められる。個々の競技者の足や要望に合わせて作られた靴は認められない。</li> <li>(b) WA はある種の靴または特定の技術が競技規則とその精神に反している可能性があると考えられる理由がある場合、詳細な調査のために靴または技術について問い合わせることができ、調査結果が判明するまではそのような靴または技術の使用を禁止することができる。</li> </ul> <p>〔注意〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 競技者がそれまでに国際競技会で使用したことがない靴を履くことを検討する場合、国際競技会の少なくとも 4 か月前に、競技者 (またはその代理人) は WA に対して、当該靴の仕様 (サイズ、寸法、ソール厚、構造など)、使用する新しい靴を何らかの方法で改良しているかどうかの確認、新しい靴の店舗またはオンラインショップでの市販状況等入手可能性に関する情報を提供しなければならない。この情報を確認した後、WA はさらに調査するために、靴のサンプルを製造元から提出するよう求めることができる。靴のさらなる調査が必要な場合、WA は合理的な努力を尽くして、可能な限り早く検査を完了する (可能であれば、WA が靴を受け取ってから 30 日以内)。</li> </ul>
-----	-----------	---	---

191	143 -4  -5	<p>4. [注意] トラックの表面は、本条で認められるスパイクの使用が可能なものでなければならない。</p> <p>5. <b>靴底と踵</b> 5. 靴底または踵には、うね、ぎざぎざ、突起物などがあってもよいが、これらは、靴底本体と同一もしくは類似の材料で作られている場合に限る。 走高跳と走幅跳における靴底の厚さは 13 mm 以内、走高跳の踵は 19 mm 以内でなければならない。その他の種目における靴底と踵はどのような厚さでもさしつかえない。</p> <p>[注意] <u>靴底と踵の厚さは、靴の内部にある靴底の最上部と靴の外部にある靴底の最下部で計測され、これには前述の構造、または取り外し可能な中敷も含まれる。</u></p>	<p>4. [注意] i. <u>トラックの表面は、本条で認められるスパイクの使用が可能なものでなければならない。</u> ii. <u>クロスカンントリーでは、競技会規定や技術代表によって、地面の状態によりスパイクのサイズを長くすることができる。</u></p> <p><b>靴底と踵</b></p> <p>5. 靴底または踵には、うね、ぎざぎざ、突起物などがあってもよいが、これらは、靴底本体と同一もしくは類似の材料で作られている場合に限る。 走高跳と走幅跳における靴底の厚さは 13 mm 以内、走高跳の踵の厚さは 19 mm 以内でなければならない。<u>本条 13 項により、その他の種目における靴底と踵はどのような厚さでもさしつかえない。</u></p> <p>[注意] i. <u>靴底の厚さは、靴を履いていない状態で、前足の中心と踵の中心を、靴の内部にある靴底の最上部と靴の外部で地面に接する下面の間の距離として測定する。これには前述の構造、いかなる種類または形態の取り外し可能な中敷や用具や挿入物を含む。下図 (a) 参照。</u></p>  <p>ii. 前足の中心は、靴の内部の長さの 75%にある靴の中心点とする。踵の中心は、靴の内部の長さの 12%にある靴の中心点とする。下図 (b) 参照。 標準的な事例としてユニセックスサイズ 42 (EUR) (=26cm) の場合、前足の中心は靴の内側の背面から約 203mm の位置であり、踵の中心は靴の内側の背面から約 32mm の位置である。</p>  <p>iii. 本条で規定している靴底の最大厚は、標準的な事例としてユニセックスサイズ 42 (EUR) (=26cm) の靴底の厚さに基づいている。WA は標準的なサイズを超える靴には、同じメーカーと同じモデルの靴であっても標準サンプルサイズの靴よりも、わずかに靴底が厚いものが含まれる可能性のあることを認</p>
-----	---------------------	---	--

192	<p><b>-6 競技用靴への仕掛け</b> 6. 競技者は、・・・仕掛けをしてはならない。</p> <p><b>-7 ナンバーカード (ビブス)</b> 7. 競技者は、競技中、胸と背にはっきり見えるように2枚の<u>ナンバーカード (ビブス)</u>をつけなければならない。跳躍競技の競技者は、背または胸につけるだけでもよい。<u>ナンバーカード (ビブス)</u>は、通常はプログラムに記載のものと同じ<u>ナンバー</u>でなければならない。競技の時トレーニングシャツを着る時は、同じ方法でその上につけなければならない。     <u>ナンバーカード (ビブス)</u>の一部または全部に、数字の代わりに競技者の名前またはその他の適切な識別記号を記載することが認められる。番号を記載する場合は、スタートリストもしくはプログラム上で各競技者に割り振られた番号を記載する。 8. いかなる競技会であろうと、競技者が自分の<u>ナンバーカード (ビブス)</u>その他の標識を着用せずに参加することは一切認められない。 9. <u>ナンバーカード (ビブス)</u>は配布された形で着用しなければならず、切ったり折り畳んだりあるいはいかなる方法でも見えなくしてはならない。<u>長距離種目</u>においては、風通しをよくするために<u>ナンバーカード (ビブス)</u>に穴をあけてもよいが、文字や数字の部分に穴があってはならない。 10. 写真判定装置を使用する競技会において、主催者は競技者のショーツまたは下半身の横に粘着性の腰ナンバー標識をつけさせることができる。     〔国内〕     i <u>ナンバーカード (ビブス)</u>は、各人に4枚を交付することが望ましい。     ii <u>ナンバーカード (ビブス)</u>の大きさは、横24 cm以内×縦20 cm以内とし、数字の大きさは縦最低6 cm～最高10 cmとする。腰ナンバー標識は18 cm×12 cmを標準とする。     iii <u>ナンバーカード (ビブス)</u>上部の広告(スポンサー名)は、縦6 cm以内、横24 cm以内とする。     iv <u>ナンバーカード (ビブス)</u>の広告は、男女別に分けることができる。     v <u>ナンバーカード (ビブス)</u>の下部の大会名は、縦4 cm以内とする。     vi <u>ナンバーカード (ビブス)</u>の広告を含め、競技者が<u>ナンバーカード (ビブス)</u>を切ったり、曲げたり、文字を隠したりした時は、出場停止にすることができる。</p> <p>(新規追加)</p>	<p>識している。このようなわずかな厚みの差は、これらの規則が遵守されているかを確認するという目的においてはこだわらない。</p> <p><b>競技用靴への仕掛け</b> 6. 競技者は、・・・仕掛けをしてはならない。</p> <p><b>アスリートビブス (ビブス)</b> 7. 競技者は、競技中、胸と背にはっきり見えるように2枚の<u>アスリートビブス (ビブス)</u>をつけなければならない。跳躍競技の競技者は、背または胸につけるだけでもよい。<u>アスリートビブス (ビブス)</u>は、通常はプログラムに記載のものと同じ<u>番号</u>でなければならない。競技の時トレーニングシャツを着る時は、同じ方法でその上につけなければならない。     <u>アスリートビブス (ビブス)</u>の一部または全部に、数字の代わりに競技者の名前またはその他の適切な識別記号を記載することが認められる。番号を記載する場合は、スタートリストもしくはプログラム上で各競技者に割り振られた番号を記載する。 8. いかなる競技会であろうと、競技者が自分の<u>アスリートビブス (ビブス)</u>その他の標識を着用せずに参加することは一切認められない。 9. <u>アスリートビブス (ビブス)</u>は配布された形で着用しなければならず、切ったり折り畳んだりあるいはいかなる方法でも見えなくしてはならない。<u>10,000m以上の競走・競歩競技</u>においては、風通しをよくするために<u>アスリートビブス (ビブス)</u>に穴をあけてもよいが、文字や数字の部分に穴があってはならない。 10. 写真判定装置を使用する競技会において、主催者は競技者のショーツまたは下半身の横に粘着性の腰ナンバー標識をつけさせることができる。     〔国内〕     i <u>アスリートビブス (ビブス)</u>は、各人に4枚を交付することが望ましい。     ii <u>アスリートビブス (ビブス)</u>の大きさは、横24cm以内×縦20cm以内とし、数字の大きさは縦最低6cm～最高10cmとする。腰ナンバー標識は18cm×12cmを標準とする。     iii <u>アスリートビブス (ビブス)</u>上部の広告(スポンサー名)は、縦6cm以内、横24cm以内とする。     iv <u>アスリートビブス (ビブス)</u>の広告は、男女別に分けることができる。     v <u>アスリートビブス (ビブス)</u>の下部の大会名は、縦4 cm以内とする。     vi <u>アスリートビブス (ビブス)</u>の広告を含め、競技者が<u>アスリートビブス (ビブス)</u>を切ったり、曲げたり、文字を隠したりした時は、出場停止にすることができる。</p> <p><b>不適合</b> 12. <u>WAによる更なる調査のため、審判長は競技者の使用している靴が競技規則とその精神を遵守していないと疑義を抱いた時には、試技終了時に競技者に対してその靴の提出を求め</u></p>
-----	--	--

			<p>ることができ、競技者は直ちに審判長へ靴を引き渡さなければならない。但し、競技者が使用している靴が競技規則とその精神を遵守していないことがあらかじめ明らかにされている場合には、審判長は直ちに本条第 11 項に従って当該競技者を失格としなければならない。</p> <p>本規則により靴が審判長に引き渡された後、当該競技者がその種目のその後のラウンドを継続する場合やその競技会での他の種目に出場する場合、審判長は当該競技者がそれぞれの種目で使用する靴が、規則に適合しているか確認しなければならない。</p> <p>競技中に競技者が使用する靴をどのように、いつ、どのような条件で入手できるかは、審判長の裁量による。</p> <p><b>猶予</b></p> <p>13. <u>WA</u> による書面での追加通知があるまで、競技会で使用される靴は以下の通りとする。</p> <p>(a) 本項 (b) が遵守され、靴の全長または靴の長さの一部のみかどうにかかわらず、炭素繊維または同様の特性を持つ、または同様の効果をもたらす別の材料で作られた複数の剛性プレートまたはブレードを含んではならない。</p> <p>(b) スパイクを靴の外側下面に取り付ける場合にのみ、1つの剛性プレートまたは他の機構を追加することができる。</p> <p>(c) 靴底は最大厚さ 40mm 以下でなければならない (スパイクを含む靴は、靴底の厚さは最大 30mm 以下でなければならない) 。</p> <p>[注意]</p> <p>i. 靴底の厚さの測定については本条 5 項参照。</p> <p>ii. 本項(a)の「1つの剛性プレートまたはブレード」は、複数のパーツで構成される場合があるが、それらのパーツは、平行ではなく (例: 個々のパーツは互いに上に積み重ねない) 、1つの平面に連続して配置しなければならない。</p>
195	144 -3	<p><b>第 144 条 競技者に対する助力</b></p> <p>3. (b) ビデオ装置、レコーダー、ラジオ、CD、トランシーバーや携帯電話もしくは類似の機器を競技区域内で所持または使用すること。</p>	<p><b>第 144 条 競技者に対する助力</b></p> <p>3. (b) ビデオ装置、レコーダー、ラジオ、CDプレーヤー、トランシーバーや携帯電話もしくはそれらに類似した機器を競技区域内で所持または使用すること。</p>
196	-4	<p>4. この規則の目的から下記については、助力とはみなされず許可する。</p> <p>(e) フィールド種目に出場している競技者が、当該競技者に代わり競技区域 (第 144 条 1 の注意参照) の外にいる者によって録画されたそれ以前の試技の映像を見ること。その録画再生機器や録画映像を競技区域内に持ち込むことは認められない。</p>	<p>4. この規則の目的から下記については、助力とはみなされず許可する。</p> <p>(e) フィールド種目に出場している競技者が、当該競技者に代わり競技区域 (第 144 条 1 [注意]参照) の外にいる者によって録画されたそれ以前の試技の映像を見ること。その録画再生機器や録画映像を競技区域内に持ち込むことは認められない。</p> <p>(f) 指定された場所で、あるいは審判長が認めた場合に渡す帽子、手袋、靴や衣類。</p>

197	145 -3	<p><b>第 145 条 失格</b></p> <p>3. 違反が重大であるとみなされた場合は、総務は不適格行為として本連盟に報告しなければならない。</p> <p>(追加・項番変更)</p>	<p><u>(g) 競技役員や主催者によって任命された者による、立ち上がったり医療支援を受けたりするための身体的な手助け。</u></p> <p><u>(h) 電子掲示や類似の器具によって、関連する記録も含め、競技の経過時間の提示。</u></p> <p><b>第 145 条 失格</b></p> <p>3. <u>リレー・チームが第 125 条 5 により競技から除外処分を受けた場合、そのチームは当該競技会では失格としなければならない。除外処分を受ける前のラウンドまでの記録は有効とする。この失格は当該リレー種目のみに適用されるもので、個々の選手は当該大会の混成競技の個別種目への出場やリレー以外の個別種目への出場、リレー・チームもその後に行なわれる他のリレー種目への出場が妨げられるものではない。</u></p> <p>4. 違反が重大であるとみなされた場合は、総務は不適格行為として本連盟に報告しなければならない。</p>
199	146 -4	<p><b>第 146 条 抗議と上訴</b></p> <p>4. <u>〔国際〕トラック種目で、</u></p> <p><u>(b) レース後の抗議は、・・・のみ行うことができる。抗議が認められる場合、当該不正スタートまたは本来スタート中止を招くはずだった行為を行い、第 162 条 5、第 162 条 6、第 162 条 7、第 200 条 8(c)の警告または失格の対象となった競技者は、レース後であっても警告または失格処分を受ける。警告または失格処分・・・場合は再レースを行う。</u></p> <p>(〔国際〕追加)</p>	<p><b>第 146 条 抗議と上訴</b></p> <p>4. <u>〔国際〕トラック種目で、</u></p> <p><u>(b) レース後の抗議は、・・・のみ行うことができる。抗議が認められる場合、当該不正スタートまたは本来スタート中止を招くはずだった行為を行い、第 162 条 5、第 162 条 7、第 162 条 8、第 200 条 8(c)の警告または失格の対象となった競技者は、レース後であっても警告または失格処分を受ける。警告または失格処分・・・場合は再レースを行う。</u></p> <p><u>(d) レースを終了しなかった競技者またはチームによって、あるいはそれらに代わって関係者から抗議がなされた場合、審判長は最初に、当該競技者またはチームがその競技会で当該抗議以外の他の事由によって失格となっていないか確認しなければならない。失格となっている場合は、その抗議は却下されなければならない。</u></p>
201	146 -6	<p>6.</p> <p>(〔国際〕追加)</p>	<p>6.</p> <p><u>〔国際〕フィールド競技において、口頭抗議が認められるか認められないにかかわらず、抗議中として競技を行なった競技者がいて、抗議が認められれば競技を続けることができないはずの別の競技者も競技を続けることが認められた場合、抗議中扱いの競技者の記録が裁定によって有効になったとしても、競技継続が認められた競技者の記録や最終成績は有効となる。</u></p>
203	147 -2	<p><b>第 147 条 男女混合の競技</b></p> <p>2. 第 147 条 1 以外のその他の競技会で競技場内のみで行う競技では、男女混合の種目は通常では認めない。しかしながら、第 1 条 1(a)~(h) 以外の競技会において、<u>フィールド競技および 5,000m 以上の競走(歩)における場内の混合競技を認めることがある。</u></p> <p><u>〔注意〕</u></p>	<p><b>第 147 条 男女混合の競技</b></p> <p>2. 第 147 条 1 以外のその他の競技会で競技場内のみで行う競技では、男女混合の種目は通常では認めない。しかしながら、第 1 条 1(a)~(c)(f) 以外の競技会においては、以下の混合競技を認めることがある。<u>第 1 条 1(d)(e)(g)~(j)の競技会では、常にフィールド競技と以下(a)に述べる状況であれば、所管する地域陸連の特別な許可により混合競技を認める。</u></p>



206	149 -3	<p>i フィールド競技において男女混合競技が行われる場合は、記録用紙は個別に作成され、結果は各性別に発表される。レース種目については、結果発表の際に男女の別を表示する。</p> <p>ii 本条項によりトラック競技で認められる男女混合競技は、男女のいずれかまたは男女ともに男女別に競技を実施するのに十分な人数がそろわず、男女別々での実施が非効率的である場合に限る。</p> <p>iii トラックにおける男女混合競技では、いかなる場合でも、他の性別の競技者がペースメイクをしたり、助力をしたりするような行為は許されない。</p> <p><del>〔国際〕 第1条1(i)(j)の競技会では、混合競技は所管する地域陸連の特別な許可があれば認める。</del></p> <p>(〔国内〕追加)</p> <p><b>第149条 記録の有効性</b></p> <p>3. 予選ラウンドで達成された記録、走高跳と棒高跳の1位決定戦の記録、第125条7、第146条4(b)、第163条2、第180条20の規定により、審判長が再試技(再レース)と判断した競技(レース)の全部または一部の記録、混成競技で競技者が全種目で競技したか否かに関係なく・・・有効なものとして扱われる。</p>	<p>(a)競技場内で行う5000m以上の競技で、男女のいずれかまたは男女ともに男女別に競技を実施するのに十分な人数がそろわず、男女別々での実施が非効率的である場合、競技結果には男女の別を表示しなければならない。こうした競技では、いかなる場合でも、他の性別の競技者がペースメイクをしたり、助力をしたりするような行為は許されない。</p> <p>(b)フィールド競技では、男女が同時に同じ場所で同じ種目を行うことができる。その際には、記録用紙は男女別々に作成しなければならない。男女混合で同一種目を行う場合、各ラウンドは一つの性別の競技者全員を先に行ないその後別々の性別の競技者全員が行うことも、それぞれの性別の競技者が交互に行うこともできる。第180条17(試技時間)の目的から、男子・女子に分けてではなく、全競技者の人数で試技時間を考えなければならない。高さを競う跳躍競技が男女混合として一か所で行われる場合には、事前に公表されている当該競技全体に適用されるバーの上げ幅も含めて、第181条～第183条は厳格に適用されなければならない。</p> <p><del>〔国内〕男女のいずれかが8名以内で男女の合計が30名以内の場合にのみ、混合で実施することを認める。</del></p> <p><b>第149条 記録の有効性</b></p> <p>3. 予選ラウンドで達成された記録、走高跳と棒高跳の1位決定戦の記録、第125条7、第146条4(b)、第163条2、第180条20の規定により、審判長が再試技(再レース)と判断した競技(レース)の全部または一部の記録、<u>第230条7(C)により失格とならなかった競技者の記録</u>、混成競技で競技者が全種目で競技したか否かに関係なく・・・有効なものとして扱われる。</p>
<b>第3部 トラック競技</b>			
198	162 -3	<p><b>第162条 スタート</b></p> <p>3. 400mまでのレース・・・後方の位置につく。両手と少なくとも片膝がグラウンドに、両足はスターティング・ブロックと接触していなければならない。「Set(用意)」の合図で・・・。</p> <p><del>〔国内〕本連盟主催・共催大会以外の競技会では、主催者が本条項(第162条5)を適用するか否かを定めることができる。</del></p> <p><del>本条項を適用しない場合、当該競技会でのスタート時の不適切行為の取扱方法を競技注意事項等に明記する。この場合、主催者は(a)(b)(c)の不適切行為を注意にとどめることも、警告対象として2枚のエロカードの提示を受けた競技者について当該種目のみを失格とし、それ以後のすべての種目から除外しないこともできる。</del></p>	<p><b>第162条 スタート</b></p> <p>3. 400mまでのレース・・・後方の位置につく。両手と少なくとも片膝がグラウンドに、両足はスターティング・ブロックのフットプレートと接触していなければならない。「Set(用意)」の合図で・・・。</p> <p>(削除)</p>
217	-5		

		<p>但し、(a)(b)(c)の不適切行為が繰り返し行われたり、悪質なものは第125条5および第145条2を適用する。</p> <p>7. 競技者は、最終の用意の姿勢をとった後、信号器の発射音を聞くまでスタート動作を開始してはならない。競技者が少しでも早く動作を開始したとスターター（あるいはリコーダー、第129条6参照）が判断したときは、不正スタートとなる。</p> <p>[注意]</p> <p>i 結果的にスタンディング・ブロックのフットプレートから足が離れようとしていない、あるいは地面から手が離れようとしていない動作は、スタート動作の開始とみなさない。そのような事例は、警告または失格処分の対象になる場合がある。</p> <p>—但し、スターターが信号器の発射音の前に、ある競技者が静止せずに（動き始めて止まらず、）スタート動作が開始されたと判断したら、不正スタートと判断しなくてはならない。</p> <p>ii 立位（スタンディング・ポジション）でスタートする競技者の方がバランスを崩しやすいため、偶発的に動いてしまったと考えられる場合、そのスタートは「ふらつき」と見なされ不正スタートの対象として扱われるべきではない。スタート前に突いたり押されたりしてスタートラインの前に出てしまった競技者は、不正スタートとして罰せられるべきではない。そのような妨害を引き起こした競技者は、第162条5の警告または失格処分の対象になる場合がある。</p>	<p>7. 競技者は、最終の用意の姿勢をとった後、信号器の発射音を聞くまでスタートを開始してはならない。競技者が少しでも早く動作を開始したとスターター（第129条6を適用することを含む）が判断したときは、不正スタートとなる。スタートの開始とは以下のように定義される。</p> <p>(a) クラウチング・スタートの場合、結果的にスタンディング・ブロックのフットプレートから片足または両足が離れようとしている、あるいは地面から片手または両手が離れようとしているあらゆる動作</p> <p>(b) スタンディング・スタートの場合、片足または両足が地面から離れようとする結果になるあらゆる動作</p> <p>もしスターターが信号器の発射音の前に、ある競技者が動き始めて止まらずにスタートの開始に結び付く動きを開始したと判断した場合も不正スタートと判断しなくてはならない。</p> <p>[注意]</p> <p>i 競技者による上記(a)(b)以外のあらゆる動きはスタート動作の開始とみなさない。但し、そのような動作は、不正スタート以外での警告または失格処分の対象になる場合がある。</p> <p>ii 立位（スタンディング・ポジション）でスタートする競技者の方がバランスを崩しやすいため、偶発的に動いてしまったと考えられる場合、そのスタートは「ふらつき」と見なされ不正スタートの対象として扱われるべきではない。スタート前に突いたり押されたりしてスタートラインの前に出てしまった競技者は、不正スタートとして罰せられるべきではない。そのような妨害を引き起こした競技者は、警告または失格処分の対象になる場合がある。</p>
222	163 -1  -2	<p>第163条 レース</p> <p>1. 〔国内〕直線競走（100m、100mハードル、110mハードル）で逆走することは認めない。ただし、公式に計測された競技場において、かつ審判の諸設備が整っている場合はこの限りではない。</p> <p>2. 〔注意〕悪質な場合は第145条2を適用することができる。</p>	<p>第163条 レース</p> <p>1. 〔国内〕直線競走（100m、100mハードル、110mハードル）を逆走で競技を行う時は、公式に計測された競技場において、かつ審判の諸設備が整っている場合に限る。</p> <p>2. 〔注意〕悪質な場合は第125条5、第145条2を適用することができる。</p>

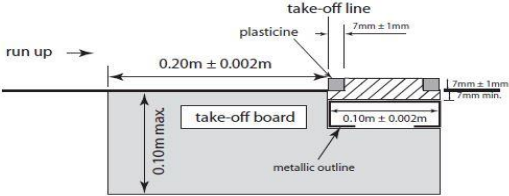
223	-3	3. …。 第 163 条 4 を除き、競技者が本規則に違反し、審判長が審判員か監察員の報告に同意した場合は、その競技者は失格となる。	3. …。 第 163 条 4 を除き、競技者が本規則に違反し、審判長が審判員か監察員の報告に同意した場合は、その競技者またはリレーチームは失格となる
	-4	4. …。 実質的な利益を得たと判定された場合、その競技者は失格となる。	4. …。 実質的な利益を得たと判定された場合、その競技者またはリレーチームは失格となる。
227	-6	6. レース中に自らの意思でトラックを離れた競技者は、そのレースを継続することを認められず、完走しなかったものとして記録されるものとする。いったんトラックを離れた競技者がレースに戻ろうとした場合、審判長により失格が宣言されるものとする	6. <u>第 170 条 6(c)を遵守している場合を除き</u> 、レース中に自らの意思でトラックを離れた競技者は、そのレースを継続することを認められず、完走しなかったものとして記録されるものとする。いったんトラックを離れた競技者がレースに戻ろうとした場合、審判長により失格が宣言されるものとする。
231	-7	7. 〔注意〕悪質な場合は第 145 条 2 を適用することができる。	7. 〔注意〕悪質な場合は <u>第 125 条 5</u> 、第 145 条 2 を適用することができる。
228	-14	14. 途中時間や予想優勝時間は、公式にアナウンスまたは表示することができる。審判長より事前に承認を得ない限り、いかなる者も競技区域内で、時間を競技者に知らせてはならない。そのような許可が与えられるのは、レースに参加している競技者全員が途中時間を知ることができるような地点や環境下に競技者が視認できる時間表示がない場合に限定される。	14. 途中時間や予想優勝時間は、公式にアナウンスまたは表示することができる。 <u>2 か所までの指定された場所で時間を読み上げることができる各一名を、許可あるいは指名できる審判長から</u> 事前に承認を得ない限り、いかなる者も競技区域内で、時間を競技者に知らせてはならない。
229	-15	15. (c) 競技者が医学的理由または競技役員の・・・出なければならない。  (追加・項番修正)	15. <u>(c)競技者はいつでも、スタート地点や主催者が設置した供給所で受取った水や飲食物を手を持ちたり身体につけたりして持ち運んでもよい。</u>  <u>(d) 競技者が医学的理由または競技役員の・・・出なければならない。</u>
231	165 -1	<b>第 165 条 計時と写真判定</b> 1. 公式の計時方法として、・・・ 尚、トランスポンダーシステムによる計時は第 230 条（競歩競技：競技場内で完全に実施されないレース）、第 240 条（道路競走）、第 250 条（クロスカンントリー競走） <u>そして第 251 条（マウンテンレース）、第 252 条（トレイルレース）に限定する。</u>	<b>第 165 条 計時と写真判定</b> 1. 公式の計時方法として、・・・ 尚、トランスポンダーシステムによる計時は第 230 条（競歩競技：競技場内で完全に実施されないレース）、第 240 条（道路競走）、第 250 条（クロスカンントリー競走）、 <u>第 251 条（マウンテンレースとトレイルレース）に限定する。</u>
232	-13	<del>13. 本連盟が主催、共催する競技会、および本連盟が特に指定する競技会では、必ず写真判定システムを使用しなければならない。</del> <del>〔国際〕 どの競技会でも I A A F 競技規則に準拠した写真判定システムが使用されるべきである。</del> <del>〔国内〕 全部または一部が競技場外で行われるレースでは、写真判定システムを使用しなくてもよい。</del>	(削除)  (移動)  <b>システム</b> <u>〔国内〕 本連盟が主催、共催する競技会、および本連盟が特に指定する競技会では、必ず写真判定システムを使用しなければならない。</u>

234	-18	<p>(項番修正)</p> <p>18. スタートとフィニッシュの両方ではなくいずれかのみで自動的に作動するシステムは、<del>手動計時と写真判定システムのいずれでもない</del>と見なされ、従って、公式タイムの計測には使用しない。この場合、・・・できる。</p>	<p>全部または一部が競技場外で行われるレースでは、写真判定システムを使用しなくてもよい。</p> <p>13. 写真判定システムは・・・</p> <p>14. カメラが正しく・・・</p> <p>15. 競技者の順位は・・・</p> <p>16. 当該システムは・・・</p> <p>17. <u>スタート時には自動的に作動しないがフィニッシュ時に自動的に作動するシステムは、第 165 条 7 項またはそれと同等の正確さで作動するのであれば、手動計時と見なす。</u>この場合、・・・できる。</p> <p>18. <u>スタート時には自動的に作動するがフィニッシュ時には自動的に作動しないシステムは、手動計時でも写真判定システムのどちらでもなく、公式な記録計測には使用できない。</u></p>
245	166 -8	<p>8. すべての予選では・・・方法に限る。予選のレーン順はその組編成が確定後、抽選で決める。 〔国内〕 時間によってつぎのラウンドに出場資格が与えられるのは、写真判定システムを使用する競技会に限る。</p>	<p>8. すべての予選では・・・方法に限る。予選のレーン順はその組編成が確定後、抽選で決める。 <u>〔注意〕 800m以上の距離で予選が行われる場合、時間により次ラウンドへの進出資格が与えられる競技者はごく少数とすることを推奨する。</u> 〔国内〕 時間によってつぎのラウンドに出場資格が与えられるのは、写真判定システムを使用する競技会に限る。</p>
248	167 -5  168 -1	<p>時間による最後の 1 枠が同順位</p> <p><b>第 168 条 ハードル競走</b></p> <p>1.  (〔注釈〕 追加)</p>	<p><b>時間による最後の 1 枠が同順位</b> (字体)</p> <p><b>第 168 条 ハードル競走</b></p> <p>1. <u>〔注釈〕 国体等で行われる JH (ジュニアハードル)・少年共通男子、YH (ユースハードル)・少年 B 女子は、つぎの規定によって実施する。尚、プログラムや記録申請時等の種目名は「ハードルの高さ／ハードル間の距離」で表記する。</u></p>
250	-6	<p>6. <del>ハードル競走はレーンを走る。第 163 条 4 の場合を除いて、各競技者はスタートからフィニッシュまで自分に決められたレーンのハードルを越え、そのレーンを走らなくてはならない。そのレースの他の競技者に影響を与えず、168 条 7(a)に違反していなかったとしても、直接、間接を問わず、他のレーンのハードルを倒すか著しく移動させた場合は失格となる。</del></p>	<p>6. <u>ハードル競走はレーンを走る。各競技者はスタートからフィニッシュまで自分に決められたレーンのハードルを越え、そのレーンを走らなくてはならない。これに違反した場合は、第 163 条 4 が適用されない限りは失格となる。</u></p> <p>加えて競技者はつぎのことをすると失格となる。 (a) ハードルを越える瞬間に、足または脚がハードルをはみ出て (どちら側でも) バーの高さより低い位置を通ったとき。</p>

251	-7	<p>7. 各競技者はハードルを跳び越えなければならない。そうしない場合は失格となる。加えて競技者はつぎのことをすると失格となる。</p> <p>(a) ハードルを越える瞬間に、足または脚がハードルをはみ出て（どちら側でも）バーの高さより低い位置を通ったとき。</p> <p><del>(b) 故意に競技者がハードルを倒したと審判長が判断したとき。</del></p>	<p>(b)手や体、振り上げ脚の上側で、いずれかのハードルを倒すか移動させたとき。</p> <p>(c)直接間接を問わず、レース中に他の競技者に影響を与えたり妨害するような行為や他の規則に違反する行為で、自分のレーンやそのレーンの他の競技者のレーンのハードルを倒したり移動させたとき。</p>
253	169 -3	<p>8. 第 168 条 6 および第 168 条 7(b)の・・・認められる。</p> <p>9. 全部のハードルが・・・公認されない。</p> <p><b>第 169 条 障害物競走</b></p> <p>3. 〔国内〕</p> <p>3. 3,000m競走では、競技者が混雑しないようにスタートラインから最初の障害物まで <u>7m</u> 以上とする</p>	<p>7. 第 168 条 6 および第 168 条 7 の・・・認められる。</p> <p>8. 〔国内〕全部のハードルが・・・公認されない。</p> <p><b>第 169 条 障害物競走</b></p> <p>3. 〔国内〕</p> <p>3. 3,000m競走では、競技者が混雑しないようにスタートラインから最初の障害物まで <u>70m</u> 以上とする</p>
255	-5	<p>5. 障害物の標準の高さは、男子が 914 mm(±3 mm) 女子が 762 mm(±3 mm)、幅は少なくとも 3m940 とする。障害物の最上部のバーと水濠に接した障害物の最上部のバーは 127 mmの正方形とする。</p> <p>(国内では当該規格での U18 カテゴリーの競技は実施せず)</p>	<p>5. 障害物の標準の高さは、男子が 914 mm(±3 mm) 女子が 762 mm(±3 mm)、幅は少なくとも 3m940 とする。障害物の最上部のバーと水濠に接した障害物の最上部のバーは 127 mmの正方形とする。</p> <p><u>〔国際〕 障害物の標準の高さは、男子・U20 男子が 914 mm(±3 mm)、U18 男子が 838 mm(±3 mm)、女子が 762 mm(±3 mm)、幅は少なくとも 3m940 とする。障害物の最上部のバーと水濠に接した障害物の最上部のバーは 127 mmの正方形とする。(2020.4.1 から適用)</u></p>
256	-6	<p>6. 水濠は障害物を含めて、長さが 3m660(±20 mm)、幅が 3m660 (±20 mm) とする。</p> <p>水濠の底は、シューズを安全にしっかり受け止められるように、十分な厚さのマットか合成表面材でなければならない。障害物に接する側の水濠の水深は約 300 mmの長さにわたり 700 mmで、他の側でグラウンドと同一表面になるように底を均一に傾斜させる。スタート時の水濠の水面とトラックの表面の差は 20 mmを超えてはならない。</p> <p><del>〔注意〕 水濠のトラック表面レベルからの水深は最深 700 mmから最浅 500 mmへと減じてよい。水濠の傾斜角度 (12.4°±1°) は図で示されているように変えることはない。新しく建設される水濠は、水深 500 mmとする。</del></p>	<p>6. 水濠は障害物を含めて、長さが 3m660(±20 mm)、幅が 3m660 (±20 mm) とする。</p> <p>水濠の底は、シューズを安全にしっかり受け止められるように、十分な厚さのマットか合成表面材でなければならない。スタート時の水濠の水面とトラックの表面の差は 20 mmを超えてはならない。</p> <p><u>〔国内〕 障害物に接する側の水濠の水深は 500 mm (±50 mm)とし、他の側でグラウンドと同一表面になるように底を 12.4° (±1°) 均一に上向きに傾斜させる。水深は 700 mmから 500 mmへと減じる。</u></p> <p><u>〔国際〕 障害物に接する側の水濠の水深は進行方向に約 1m200 mmにわたり 500 mm(±50 mm)とし、他の側でグラウンドと同一表面になるように底を 12.4° (±1°) 均一に上向きに傾斜させる。</u></p> <p><u>〔注意〕 2018～2019 年度の競技規則で定められた規格で作られたものは有効とする。</u></p>
259	170 -4	<p><b>第 170 条 リレー競走</b></p> <p>4. 〔注意〕 悪質な場合、第 145 条 2 を適用することができる。</p>	<p><b>第 170 条 リレー競走</b></p> <p>4. 〔注意〕 悪質な場合は第 125 条 5、第 145 条 2 を適用することができる。</p>
260	-7	<p>(新規追加)</p>	<p><u>〔注釈〕 バトンパスが開始され、バトンパスが完了していない状態でバトンを落とした場合には、バトンは渡し手(前走者)が拾わなくてはならない。バトンパスが完了し、受け手(後走者)</u></p>

			が唯一の保持者となった後にバトン落としたら、受け手が拾わなくてはならない。
<b>第4部 フィールド競技</b>			
266	180 -3	<b>第180条 総則—フィールド競技</b> 3. 〔注意〕悪質な場合、第145条2を適用することができる。	<b>第180条 総則—フィールド競技</b> 3. 〔注意〕悪質な場合は第125条5、第145条2を適用することができる。
268	180 -6	6. (新規追加)	6.〔注意〕iv 各加盟団体は4回目以降の試技順について、どのラウンドであっても、再度、変更することができる。
272	-17	17. 〔注意〕 ii 走高跳と棒高跳の場合、試技時間の変更は(同じ高さで先に試技をした競技者が競技を終え、人数が減っても)バーが新しい高さに上げられるまで適用しない。ただし例外として連続試技となるときには定められた時間を適用する。 他のフィールド競技では、 <u>連続試技で定められた時間を除き、制限時間の変更はできない。</u>	17. 〔注意〕 ii 走高跳と棒高跳の場合、試技時間の変更は(同じ高さで先に試技をした競技者が競技を終え、人数が減っても) <u>連続試技である場合を除き</u> 、バーが新しい高さに上げられるまで適用しない。ただし例外として連続試技となるときには定められた時間を適用する。 他のフィールド競技では、 <u>連続試技である場合を除き、制限時間の変更はできない。</u>
276	181 -6	<b>第181条 総則—垂直跳躍</b> 6. バーを新しい高さに上げた時には、競技者が試技を開始する前にその高さを計測する。記録(世界記録、日本記録(屋外・室内/シニア・ジュニア))への挑戦の際、・・・ならない。	<b>第181条 総則—垂直跳躍</b> 6. バーを新しい高さに上げた時には、競技者が試技を開始する前にその高さを計測する。 <u>バーを交換した時は、再計測しなければならない。</u> 記録(世界記録、日本記録(屋外・室内/シニア・ジュニア))への挑戦の際、・・・ならない
280	182 -4	<b>第182条 走高跳</b> 4. 〔国際〕 <u>支柱間の中間点を中心とし、第182条3で明記されている必要最小限の半径を満たした半円部内での助走路と踏切地点の最後の15mの最大許容傾斜度は、下方に250分の1(0.4%)を超えてはならない。</u> 着地場所は競技者の助走が登り勾配となるように設置すべきである。	<b>第182条 走高跳</b> 4. 〔国際〕 <u>支柱間の中間点を中心とし、第182条3で明記されている必要最小限の半径を満たした半円部内での助走路と踏切地点の最後の15mの最大許容傾斜度は、下方に167分の1(0.6%)を超えてはならない。</u> 着地場所は競技者の助走が登り勾配となるように設置すべきである。 〔注意〕 <u>2018~2019年度の競技規則で定められた規格で作られたものは有効とする。</u> 〔国内〕 <u>最大許容傾斜度は、下方に250分の1(0.4%)を超えてはならない。</u>
	182 -6	6. 支柱—支柱は、堅固であればどんな形でもさしつかえない。そして、それにはバーをしっかりと固定できるバー止がなければならない。	6. 支柱は、堅固であればどんな形でもさしつかえない。そして、それにはバーをしっかりと固定できるバー止がなければならない。
290	183 -12	<b>第183条 棒高跳</b> 12. 〔国際〕 <u>第1条1(a)(b)(c)(e)-(i)(f)に該当する競技会では、着地場所は、・・・。</u>	<b>第183条 棒高跳</b> 12. 〔国際〕 <u>第1条1(a)(b)(c)(e)(f)に該当する競技会では、着地場所は、・・・。</u>
292	184 -3	<b>第184条 総則—水平跳躍踏切板</b> 3. 踏切り地点を示すために助走路および砂場の表面と同じ高さに踏切板を埋める。踏切板の砂場に近い方の端を踏切線と呼ぶ。踏切線のすぐ先	<b>第184条 総則—水平跳躍踏切板</b> 3. 踏切り地点を示すために助走路および砂場の表面と同じ高さに踏切板を埋める。踏切板の砂場に近い方の端を踏切線と呼ぶ。踏切線のすぐ先

	<p>に、判定しやすいように粘土板を置かなければならない。</p> <p>4. 構造 — 踏切板は競技者の靴のスパイクがグリップし滑らない木または他の強固な材質でつくられた直方体のもので長さ 1m220 (±10 mm)、幅 200 mm (±2 mm) で、厚さは 100 mm 以内とする。踏切板は白色でなくてはならない。  <u>〔国際〕 踏切板の大きさは、長さ 1.22m±0.01m とする。</u></p> <p>5. 粘土板 — 粘土板は幅 100 mm (±2 mm)、長さ 1m220 (±10 mm) の木あるいは他の材質の強固な板で作り、踏切板とは区別できる別の色でなければならない。可能な限り粘土も他の二つの色と区別できる色とする。粘土板は、砂場に近いう踏切板の縁の窪みに埋める。その表面は、踏切板の水平面から 7 mm (±1 mm) 盛り上がってなければならない。  <u>粘土板は、その長さに沿って 1 mm の厚さの粘土層で覆い、助走路に近い縁で 45 度の傾斜をつけるか、あるいは粘土を埋めた時は 45 度の傾斜がつくように隅を削り取る (図参照)。</u>  <u>粘土板上部の踏切板に近い方の端約 10 mm もまた全長に渡って粘土で覆う。</u></p> <p>窪みに粘土板が埋められた時は、全体が競技者の脚力を受け止めるのに十分固くなくてはならない。粘土板の表面は、競技者の靴のスパイク</p>	<p>に、判定しやすいように粘土板を置かなければならない。</p> <p>【〔国際〕 2020.11.1 から  〔国内〕 2021.4.1 から適用】</p> <p>3. 踏切り地点を示すために助走路および砂場の表面と同じ高さに踏切板を埋める。踏切板の砂場に近い方の端を踏切線と呼ぶ。踏切線のすぐ先に、判定しやすいように粘土板を置くことができる。  <u>〔注意〕 助走路の踏切板部分にあらかじめ粘土板を設置するように施工されている場合、粘土板を使用しないのであれば、その窪みは埋める必要がある。</u>  <u>〔国内〕 踏切り地点にビデオカメラやその他の技術を用いた機器が設置できない場合は、粘土板を置かなければならない。粘土板を使用しない場合は、粘土板を設置するように施工されている部分にはラバー等で窪みを埋める。</u></p> <p>4. 構造 — 踏切板は競技者の靴のスパイクがグリップし滑らない木または他の強固な材質でつくられた直方体のもので長さ 1m220 (±10 mm)、幅 200 mm (±2 mm) で、厚さは 100 mm 以内とする。踏切板は白色でなくてはならない。  <u>〔国際〕 踏切板の大きさは、長さ 1.22m±0.01m とする。</u></p> <p>【〔国際〕 2020.11.1 から  〔国内〕 2021.4.1 から適用】</p> <p>4. 構造 — 踏切板は競技者の靴のスパイクがグリップし滑らない木または他の強固な材質でつくられた直方体のもので長さ 1m220 (±10 mm)、幅 200 mm (±2 mm) で、厚さは 100 mm 以内とする。踏切板は白色でなくてはならない。<u>踏切線の位置を明確にし、踏切板と対比できるように、踏切線よりも着地場所側は白以外の色でなければならない。</u>  <u>〔国際〕 踏切板の大きさは、長さ 1.22m±0.01m とする。</u></p> <p>5. 粘土板は幅 100 mm (±2 mm)、長さ 1m220 (±10 mm) の木あるいは他の材質の強固な板で作り、踏切板とは区別できる別の色でなければならない。可能な限り粘土も他の二つの色と区別できる色とする。粘土板は、砂場に近いう踏切板の縁の窪みに埋める。その表面は、踏切板の水平面から 7 mm (±1 mm) 盛り上がってなければならない。  粘土板は、その長さに沿って 1 mm の厚さの粘土層で覆い、助走路に近い縁で 45 度の傾斜をつけるか、あるいは粘土を埋めた時は 45 度の傾斜がつくように隅を削り取る (図参照)。  粘土板上部の踏切板に近い方の端約 10 mm もまた全長に渡って粘土で覆う。</p> <p>窪みに粘土板が埋められた時は、全体が競技者の脚力を受け止めるのに十分固くなくてはならない。粘土板の表面は、競技者の靴のスパイク</p>
--	--	--

294	-8	<p>をしっかり捕らえ、滑らない材質でなければならない。</p> <p>粘土の層は、競技者の足跡を除去するためにローラーあるいは適当な形のヘラで平らにならす。</p> <p>[注意] 足跡をならす間に競技が遅れないようにするため、予備の粘土板があれば好都合である。</p> <p>[国際] 粘土板の幅は <math>0.10\text{m} \pm 0.002\text{m}</math>、長さ <math>1.22\text{m} \pm 0.01\text{m}</math> とする。</p>	<p>をしっかり捕らえ、滑らない材質でなければならない。</p> <p>粘土は、競技者の足跡を除去するためにローラーあるいは適当な形のヘラで平らにならす。</p> <p>[注意] 足跡をならす間に競技が遅れないようにするため、予備の粘土板があれば好都合である。</p> <p>[国際] 粘土板の幅は <math>0.10\text{m} \pm 0.002\text{m}</math>、長さ <math>1.22\text{m} \pm 0.01\text{m}</math> とする。</p> <p>【〔国際〕 2020.11.1 から 〔国内〕 2021.4.1 から適用】</p> <p><u>5. あらゆる競技会において、審判長が第 185 条 1 項を適用した判定を行うことを支援するために、ビデオカメラや他の技術を用いた機器を使用することができる。但し、こうした機器が使用できない場合は、粘土板を使用することができる。</u></p> <p>粘土板は幅 <math>100\text{mm} (\pm 2\text{mm})</math>、長さ <math>1\text{m}220 (\pm 10\text{mm})</math> の木あるいは他の材質の強固な板で作り、踏切板とは区別できる別の色でなければならない。可能な限り粘土も他の二つの色と区別できる色とする。粘土板は、砂場に近い踏切板の縁の窪みに埋める。その表面は、踏切板の水平面から <math>7\text{mm} (\pm 1\text{mm})</math> 盛り上がっていないなければならない。</p> <p>粘土板は、<u>粘土を埋めた時は助走路に近い縁が <math>90</math> 度の角度となるように隅を削り取る</u> (図参照)。</p>  <p>Figure 184a - Take-off board and plasticine indicator board</p> <p>窪みに粘土板が埋められた時は、全体が競技者の脚力を受け止めるのに十分固くなくてはならない。</p> <p>粘土板の表面は、競技者の靴のスパイクをしっかりと捕らえ、滑らない材質でなければならない。</p> <p>粘土は、競技者の足跡を除去するためにローラーあるいは適当な形のヘラで平らにならす。</p> <p>[国際] 粘土板の幅は <math>0.10\text{m} \pm 0.002\text{m}</math>、長さ <math>1.22\text{m} \pm 0.01\text{m}</math> とする。</p> <p><u>〔国内〕 ビデオカメラや他の技術を用いた機器を使用しない場合は、粘土板を使用する。切り欠けタイプの粘土板を使用する際にも、助走路に近い縁が <math>90</math> 度の角度となるように隅を削り取る。</u></p>
		<p>8. 長さを競う跳躍種目において、その距離は、cm 未満の端数を切り捨てた <u>1cm</u> 単位で記録しなければならない。</p>	<p>8. 長さを競う跳躍種目において、その距離は、cm 未満の端数を切り捨てた <u>0.01m</u> 単位で記録しなければならない。</p>



295	185 -1	<p><b>第 185 条 走幅跳</b></p> <p>1. つぎのような場合は無効試技とする。</p> <p>(a) 競技者が踏切を行う際、跳躍しないで走り抜ける中で、あるいは跳躍の動きの中で、身体のどこかが踏切線の先の地面（粘土板を含む）に触れた時。</p>	<p><b>第 185 条 走幅跳</b></p> <p>1. つぎのような場合は無効試技とする。</p> <p>(a) 競技者が踏切を行う際、跳躍しないで走り抜ける中で、あるいは跳躍の動きの中で、身体のどこかが踏切線の先の地面（粘土板を含む）に触れた時。</p> <p>【〔国際〕 2020.11.1 から 〔国内〕 2021.4.1 から適用】</p> <p>つぎのような場合は無効試技とする。</p> <p>(a) 競技者が踏切を行う際、跳躍しないで走り抜ける中で、あるいは跳躍の動きの中で、<u>足または靴のどこかが踏切線の垂直面より前に出た時</u>。</p>
300	187 -2	<p><b>第 187 条 総則—投てき種目</b></p> <p>2. 本連盟が主催、共催する競技会における用具は主催者が用意する。これらの競技会で競技者は他のいかなる用具も使うことはできない。</p> <p>〔国内〕本連盟が主催、共催する競技会におい・・・すべての競技者が使用できることが条件となる。</p> <p>〔国際〕以下に述べる場合を除き用具は・・・認められない。</p>	<p><b>第 187 条 総則—投てき種目</b></p> <p>2. 本連盟が主催、共催する競技会における用具は主催者が用意する。これらの競技会で競技者は他のいかなる用具も使うことはできない。</p> <p>〔国内〕本連盟が主催、共催する競技会におい・・・すべての競技者が使用できることが条件となる。</p> <p>技術総務が特に決めない限り、<u>投てき種目に出場する競技者はどの種目であっても、2個まで個人所有の投てき物の使用(持込み)が認められる</u>。</p> <p>〔国際〕以下に述べる場合を除き用具は・・・認められない。</p> <p>技術代表が特に決めない限り、<u>投てき種目に出場する競技者はどの種目であっても、2個まで個人所有の投てき物の使用(持込み)が認められる。</u></p>
301	187 -4	<p>4. 〔注意〕 審判員が・・・決めなければならない。悪質と考えられる場合、<u>第 145 条 2 を適用することができる。</u></p>	<p>4. 〔注意〕 審判員が・・・決めなければならない。悪質と考えられる場合は<u>第 125 条 5、第 145 条 2 を適用することができる</u></p>
311	187 -19	<p>19. 投てき競技において、その距離は、cm未満の端数を切り捨てた 1cm 単位で記録しなければならない。</p>	<p>19. 投てき競技において、その距離は、cm未満の端数を切り捨てた <u>0.01m</u>単位で記録しなければならない。</p>
317	190 -1	<p><b>第 190 条 円盤投用囲い</b></p> <p>1.</p> <p>〔注意〕 第 192 条で定めるハンマー投用の囲いは円盤投にも使用してもよい。その場合 2m135 と 2m500 の同心円のサークルか、ハンマー投用サークルの前方に円盤用サークルを別個に設置し、囲いの門口を拡張して使用してもよい。</p>	<p><b>第 190 条 円盤投用囲い</b></p> <p>1.</p> <p>〔注意〕</p> <p>i. 第 192 条で定めるハンマー投用の囲いは円盤投にも使用してもよい。その場合 2m135 と 2m500 の同心円のサークルか、ハンマー投用サークルの前方に円盤用サークルを別個に設置し、囲いの門口を拡張して使用してもよい。</p> <p>ii. <u>ハンマー投で使用する可動パネルは、危険区域を制限するために円盤投でも使用することができる。</u></p>
318	-3	<p>3.</p> <p>〔注意〕</p> <p>ii 従来の形状に比較して、同程度の防護機能を備え、危険区域が拡大していなければ、新式の形状が IAAF の公認となる。</p> <p>iii 特にトラック側に面する側の囲いは、円盤投の競技中に、隣接したトラックで競技中の</p>	<p>3.</p> <p>〔注意〕</p> <p>ii 従来の形状に比較して、同程度かそれ以上の防護機能を備え、危険区域が拡大していなければ、新式の形状が <u>WA の承認を受けることができる。</u></p>

325	192 -6	<p>競技者により大きな保護を与えられるように、長くしてもよいし高くしてもよい。</p> <p><b>第 192 条 ハンマー投用囲い</b> 6. 〔国内〕 本連盟では円盤投の囲いと兼用型(図1)を導入しているので、移動（キャスト付）できるものを設備する。</p>	<p>iii 特にトラック側に面する側の囲いは、円盤投の競技中に、隣接したトラックで競技中の競技者をより<u>確実に保護するために</u>、長くしても、<u>可動パネルを設置しても</u>、高くしてもよい。</p> <p><b>第 192 条 ハンマー投用囲い</b> 6. 〔国内〕 本連盟では円盤投の囲いと兼用型を導入しているので、移動（キャスト付）できるものを設備する。</p>
<b>第 5 部 混成競技</b>			
332	200 -2  -3  -4  -5	<p><b>第 200 条 混成競技</b> 2. 男子の十種競技は 10 種目からなり、連続する <u>2 日間</u>でつぎの順序で行う</p> <p>3. 七種競技は 7 種目からなり、連続する <u>2 日間</u>でつぎの順序で行う。</p> <p>4. 女子の十種競技は 10 種目からなり、連続する <u>2 日間</u>で第 200 条 2 に定められた順序、またはつぎの順序で行う。</p> <p>5. U18 の七種競技は 7 種目からなり、連続する <u>2 日間</u>でつぎの順序で行う。</p>	<p><b>第 200 条 混成競技</b> 2. 男子十種競技は 10 種目からなり、連続する <u>48 時間以内</u>で、つぎの順序で行う。</p> <p>3. 七種種競技は 7 種目からなり、連続する <u>48 時間以内</u>でつぎの順序で行う。</p> <p>4. 女子十種競技は 10 種目からなり、連続する <u>48 時間以内</u>で、つぎの順序で行う。</p> <p>5. U18 女子七種競技は 7 種目からなり、連続する <u>48 時間以内</u>でつぎの順序で行う</p>
<b>第 6 部 室内競技</b>			
343  346	  223 -2	<p><b>第 216 条 服装、競技用靴、<u>ナンバーカード</u></b></p> <p><b>第 223 条 混成競技</b> 2. 男子の七種競技は 7 種目からなり、連続する <u>2 日間</u>でつぎの順序で行う</p>	<p><b>第 216 条 服装、競技用靴、<u>アスリートビブス</u></b></p> <p><b>第 200 条 混成競技</b> 2. 男子七種競技は 7 種目からなり、連続する <u>48 時間以内</u>で、つぎの順序で行う。</p>
<b>第 7 部 競歩競技</b>			
350  351	230 -7  -8	<p><b>第 230 条 競歩競技</b> 7. (c) . . . . ペナルティゾーンに入るよう命じられても入らない場合や定められた時間とどまらない場合、<u>競歩審判員主任によって失格となる。</u> 3 枚目のレッドカードを . . . .</p> <p>(d) トラックで行われる競歩では、. . . . また、道路で行われる時は、失格直後、つけている <u>ナンバーカード (ビブス)</u> をとり去り、. . . . 定められるペナルティゾーンに入ることおよびペナルティゾーン内にとどまることの指示に従わなかった場合、と第 145 条 2 に従って処罰されることがある。</p> <p>8. レースは信号器の発射で開始する。 . . .</p>	<p><b>第 230 条 競歩競技</b> 7. (c) . . . . ペナルティゾーンに入るよう命じられても入らない場合や定められた時間とどまらない場合、<u>審判長によって失格と判定される。</u> 3 枚目のレッドカードを . . . .</p> <p>(d) トラックで行われる競歩では、. . . . また、道路で行われる時は、失格直後、つけている <u>アスリートビブス (ビブス)</u> をとり去り、. . . . 定められるペナルティゾーンに入ることおよびペナルティゾーン内にとどまることの指示に従わなかった場合は、<u>第 125 条 5 と第 145 条 2 に従って罰せられる</u>ことがある。</p> <p>8. レースは信号器、<u>大砲・エアホーン、その他類似の機器</u>の発射で開始する。 . . .</p>

353	-9 -12	<b>安全と医事</b>  12. 20km以上の種目では、競技者は競技役員の許可と監視下にある場合、歩くべき距離を短くしない条件ならば、示されたコースを離れることができる。	<b>安全</b>  12. 競技者は競技役員の許可と監視下にある場合、歩くべき距離を短くしない条件ならば、示されたコースを離れることができる。
<b>第9部 クロスカントリーとマウンテンレース、トレイルレース</b>			
351	250 -3	<b>第250条 クロスカントリー競走</b> 3. (b)・・・多くの競技者が参加するレースでは、最初の1,500mは、狭いところ、即ち競技者が制約されて走るとな障害物を避けなければならない。	<b>第250条 クロスカントリー競走</b> 3. (b)・・・多くの競技者が参加するレースでは、最初の300mは、狭いところ、即ち競技者が制約されて走るとな障害物を避けなければならない。
<b>第10部 世界記録と日本記録</b>			
373	260 -10	<b>第260条 世界記録</b> 10. <del>(d) 毎年1月1日現在の世界記録認定リストを正式に(加盟団体向け回覧をもって)公表する。</del>	<b>第260条 世界記録</b>
378	261	<b>第261条 世界記録が公認される種目</b> <b>男子</b> <b>競走・混成競技・競歩種目</b> 写真判定あるいは手動計時: 1,000m 1,500m 1マイル 2,000m 3,000m 5,000m 10,000m <del>20,000m</del> 1時間 <del>25,000m</del> <del>30,000m</del> 3,000m障害物 4×800mリレー デイスタンストレイル 4×1,500mリレー 競歩(トラック)20,000m 30,000m 50,000m  <b>女子</b> <b>競走・混成競技・競歩種目</b> 写真判定あるいは手動計時: 1,000m 1,500m 1マイル 2,000m 3,000m 5,000m 10,000m <del>20,000m</del> 1時間 <del>25,000m</del> <del>30,000m</del> 3,000m障害物 4×800mリレー デイスタンストレイル 4×1,500mリレー 競歩(トラック)20,000m 30,000m	<b>第261条 世界記録が公認される種目</b> <b>男子</b> <b>競走・混成競技・競歩種目</b> 写真判定あるいは手動計時: 1,000m 1,500m 1マイル 2,000m 3,000m 5,000m 10,000m 1時間 3,000m障害物 4×800mリレー デイスタンストレイル 4×1,500mリレー 競歩(トラック)20,000m 30,000m 50,000m  <b>女子</b> <b>競走・混成競技・競歩種目</b> 写真判定あるいは手動計時: 1,000m 1,500m 1マイル 2,000m 3,000m 5,000m 10,000m 1時間 3,000m障害物 4×800mリレー デイスタンストレイル 4×1,500mリレー 競歩(トラック)20,000m 30,000m <u>50,000m*</u> *記録の初回認定は2019年1月1日以降とし、4.20:00以内の記録を対象とする。
382	265 -2	<b>第265条 その他の記録</b> 2. 当該競技会で特に適用する規定が無い限り、 <u>風速を無視した場合は例外として、本競技規則を適用して行われたそれまでの大会の最高記録が大会記録として認められるべきである。</u>	<b>第265条 その他の記録</b> 2. 当該競技会で <u>風の条件を考慮しないとの規定がある場合を除き、本競技規則を適用して行われたそれまでの大会の最高記録が大会記録として認められるべきである。</u>
384	266 -4	<b>〔国内〕 第266条 日本記録と公認記録</b> (6) 競歩競技の日本記録 少なくとも一人のJRWJ(日本陸連競歩審判員)は競歩審判員として競技中歩型の判定を行い、日本記録申請書に署名しなければならない。	<b>〔国内〕 第266条 日本記録と公認記録</b> (6) 競歩競技の日本記録 少なくとも一人のJRWJ(日本陸連競歩審判員) <u>以上の資格を持った競歩審判員が</u> 競技中歩型の判定を行い、日本記録申請書に署名しなければならない。

386	-10	<p>10. 日本記録が公認される種目</p> <p><b>男子</b></p> <p>写真判定あるいは手動計時</p> <p>1,000m 1,500m 1マイル 2,000m  3,000m 5,000m 10,000m 15,000m  <del>20,000m</del> 1時間 <del>25,000m</del> <del>30,000m</del>  3,000m障害物  4×800mリレー 4×1,500mリレー  競歩(トラック) : 5,000m 10,000m  20,000m 30,000m 50,000m</p>	<p>10. 日本記録が公認される種目</p> <p><b>男子</b></p> <p>写真判定あるいは手動計時</p> <p>1,000m 1,500m 1マイル 2,000m  3,000m 5,000m 10,000m 15,000m  1時間 3,000m障害物  4×800mリレー 4×1,500mリレー  競歩(トラック) : 5,000m 10,000m  20,000m 30,000m 50,000m</p>
387		<p><b>女子</b></p> <p>写真判定あるいは手動計時</p> <p>1,000m 1,500m 1マイル 2,000m  3,000m 5,000m 10,000m 15,000m  <del>20,000m</del> 1時間 <del>25,000m</del> <del>30,000m</del>  3,000m障害物  4×800mリレー 4×1,500mリレー  競歩(トラック) : 5,000m 10,000m  20,000m</p>	<p><b>女子</b></p> <p>写真判定あるいは手動計時</p> <p>1,000m 1,500m 1マイル 2,000m  3,000m 5,000m 10,000m 15,000m  1時間 3,000m障害物  4×800mリレー 4×1,500mリレー  競歩(トラック) : 5,000m 10,000m  20,000m</p>

- ・「IAAF」 ⇒ 「WA」 表記変更
- ・WA 競技規則関連項番変更に伴う条文番号付記、対応表
- ・§148 による表記統一（施設用器具関係での「m」「mm」使い分け）
- ・§168 ハードル 種目別での規格・数値等の一覧表化